

# 資金移動業者の口座への賃金支払制度について

# 資金移動業者の口座への賃金支払制度について

## 労働者への賃金支払方法について

○ 賃金は、労働者にとって重要な生活の糧であり、労働の対価である賃金が、完全かつ確実に労働者本人の手に渡るよう、労働基準法において賃金の支払方法に関する5つの原則(通貨払の原則、直接払の原則、全額払の原則、毎月払の原則、一定期日払の原則)が定められている。

○ 労働者の同意を得た場合、①銀行口座への振込、②証券総合口座への払込による賃金支払が認められてきた。

これに加え、令和5年4月1日施行の労働基準法施行規則に基づき、賃金の確実な支払を担保するための要件を満たすものとして、厚生労働大臣が指定する資金移動業者については、③資金移動業者の口座への賃金支払いが認められることとなった。

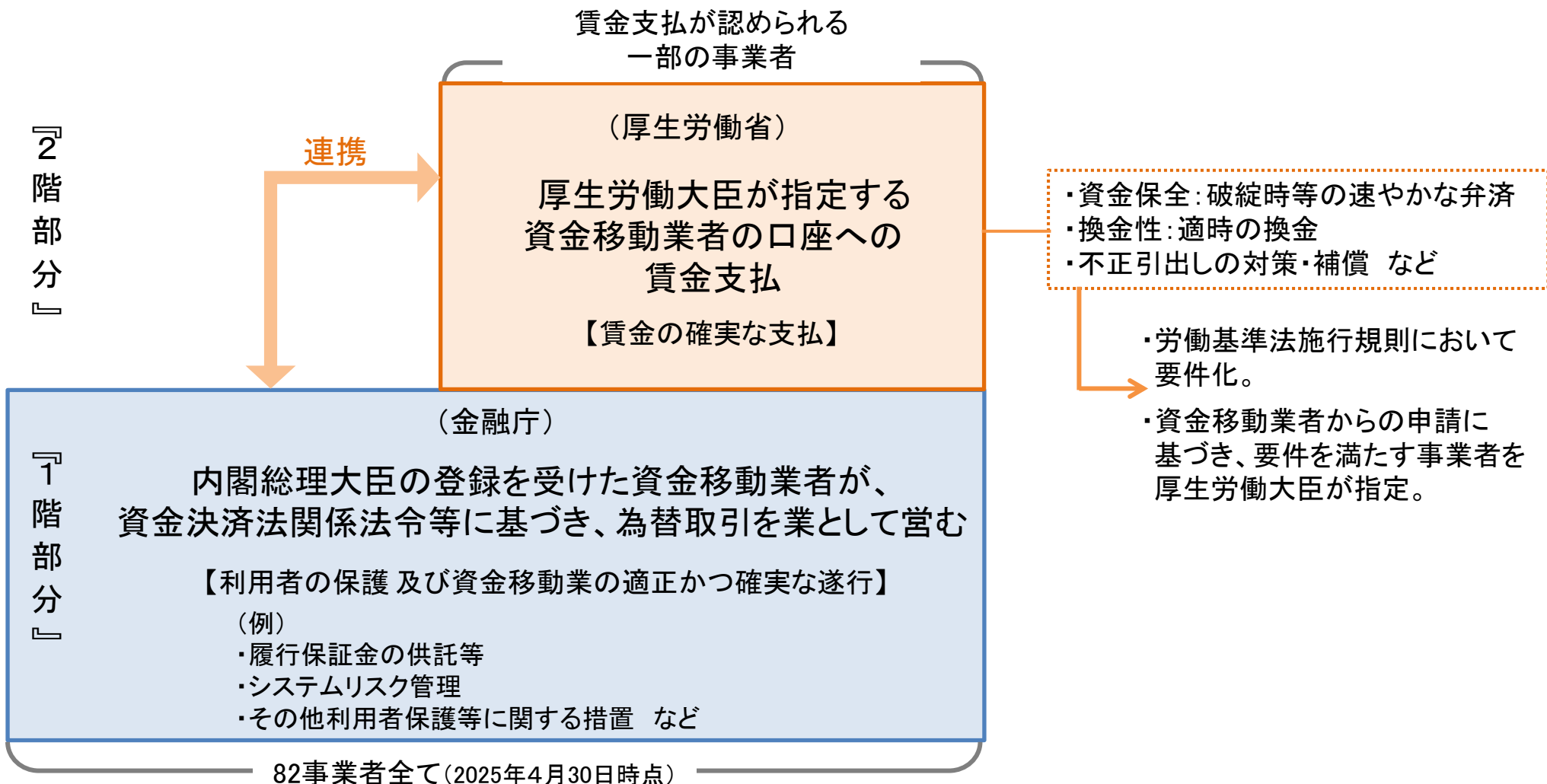
(指定要件、指定手続等に関する詳細や、業務上の留意点については、「資金移動業者の口座への賃金支払に関する資金移動業者向けガイドライン」(令和5年3月8日 厚生労働省労働基準局賃金課)にまとめられている。)

### <指定要件>

- ① 口座残高上限額を100万円以下に設定又は100万円を超えた場合でも速やかに100万円以下にするための措置を講じていること。  
※口座残高100万円超の場合に資金を滞留させない体制整備が資金決済法に基づき資金移動業者に求められていることや、②の資金保全スキームにおいて速やかに労働者に保証できる額は最大100万円と想定していることを踏まえ、破綻時にも口座残高が全額保証されることを担保するための要件。
- ② 破産等により資金移動業者の債務の履行が困難となったときに、労働者に対して負担する債務を速やかに労働者に保証する仕組みを有していること。
- ③ 労働者に対して負担する債務について、当該労働者の意に反する不正な為替取引その他の当該労働者の責めに帰することができない理由により当該労働者に損失が生じたときに、当該損失を補償する仕組みを有していること。
- ④ 最後に口座残高が変動した日から少なくとも10年は口座残高が有効であること。
- ⑤ 現金自動支払機(ATM)を利用すること等により口座への資金移動に係る額(1円単位)の受取ができ、かつ、少なくとも毎月1回は手数料を負担することなく受取ができること。また、口座への資金移動が1円単位でできること。
- ⑥ 賃金の支払に関する業務の実施状況及び財務状況を適時に厚生労働大臣に報告できる体制を有すること。
- ⑦ ①～⑥のほか、賃金の支払に関する業務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

# 賃金支払が認められる資金移動業者の概念図

- 資金決済法等に基づき、「利用者の保護及び資金移動業の適正かつ確実な遂行」の観点から、全ての資金移動業者に必要な規制がなされている(『1階部分』)。
- 資金移動業者の口座への賃金支払については、『1階部分』に加えて、労働基準法施行規則に基づき、「賃金の確実な支払」を担保するための要件を満たす一部の資金移動業者のみに限定(『2階部分』)。



# 資金移動業者の口座への賃金支払制度について

## 指定の状況

- 資金移動業者の口座への賃金支払についての指定状況は以下のとおり。このほか、指定申請を検討している複数の資金移動業者に対する事前相談にも対応中。

| 指定資金移動業者          | 指定日        | 口座の受入上限額 | 保証機関           |
|-------------------|------------|----------|----------------|
| PayPay株式会社        | 令和6年8月9日   | 20万円     | 三井住友海上火災保険株式会社 |
| 株式会社リクルートMUFGビジネス | 令和6年12月13日 | 30万円     | 株式会社三菱UFJ銀行    |
| 楽天Edy株式会社         | 令和7年3月19日  | 10万円     | 楽天信託株式会社       |
| auペイメント株式会社       | 令和7年4月4日   | 10万円     | auじぶん銀行株式会社    |

- また、資金移動業者の申請に向けた検討が円滑化するように、これまでの資金移動業者からの相談内容・指定審査を通じて得られたノウハウを基に、指定申請に当たって各社が留意すべきポイントや、指定プロセス等をまとめた資金移動業者向けのQ&Aを厚生労働省HPに公表し、順次、指定審査の状況を踏まえて更新している。

## 制度利用状況

- 労働者の口座件数 : 17,210件(令和7年3月末時点)
- 一口座当たり残高 : 4,168円(令和7年3月末時点)
- 取扱金額 : 約1.3億円(令和7年3月に決済・送金等に利用された総取扱金額)

# 資金移動業者の口座への賃金支払に係る近時の決定

## 規制改革実施計画(令和5年6月16日閣議決定)

### Ⅱ 実施事項 3. 個別分野の取組 <スタートアップ・イノベーション分野>

#### (10) 労働者の利便性向上のための資金移動業者の口座への賃金支払実現

| No. | 事項名                            | 規制改革の内容                                                                                                                                                                                    | 実施時期                        | 所管府省  |
|-----|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|-------|
| 19  | 労働者の利便性向上のための資金移動業者の口座への賃金支払実現 | a 厚生労働省は、資金移動業者の口座への賃金支払を行う場合の制度について、令和4年中できるだけ早期に措置する。<br>b 厚生労働省は、資金移動業者の口座への賃金支払を行う場合の、労働政策審議会労働条件分科会の議論を通じて策定された制度について、 <b>制度施行から2年経過後を目途に、制度利用状況を基に、必要十分な要件の在り方を含めた課題の有無の検証を開始する。</b> | a: 措置済み<br>b: <b>令和7年措置</b> | 厚生労働省 |

## 規制改革実施計画(令和6年6月21日閣議決定)

### Ⅱ 実施事項 1. 革新的サービスの社会実装・国内投資の拡大 (4)公共

| No. | 事項名            | 規制改革の内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 実施時期                                                                                                                                                         | 所管府省  |
|-----|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 8   | 賃金の「デジタル払い」の実現 | 厚生労働省は、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)に基づく資金移動業者の口座への賃金支払制度(賃金のデジタル払い)について、要件を満たすことが確認できた事業者から早期に指定を行うとともに、資金移動業者の申請に向けた検討の円滑化に資するよう、これまでの指定審査に係る事前相談や、指定審査における厚生労働省からの指摘事項を踏まえた資金移動業者向けのQ&Aを、令和6年度上期から作成・公表し、順次追加していく。また、指定審査の状況を踏まえ、申請に係る標準処理期間について2か月程度を基本として設定するとともに、資金移動業者の指定後速やかに規制改革実施計画(令和5年6月16日閣議決定)で「制度施行から2年経過後を目途に、制度利用状況を基に、必要十分な要件の在り方を含めた課題の有無の検証を開始する」とした措置として、制度利用状況の把握を開始する。加えて、EBPM(Evidence Based Policy Making)に基づき制度を検証するため、厚生労働省は、資金移動業者の申請件数及び審査状況を速やかに公表するとともに、賃金のデジタル払いに用いるために開設された口座数、利用状況、当該時点での非制度利用者を含む潜在的な制度利用意向等を指標としたモニタリングを毎年実施し、その結果について、本制度の適切な運用に資する観点を踏まえ公表する。 | 資金移動業者の申請件数及び審査状況の公表について: 措置済み<br>課題の有無の検証として、制度利用状況の把握を開始することについて: <b>令和6年度措置</b><br>資金移動業者向けのQ&A作成・公表について: <b>令和6年度上期措置</b><br>その他の事項について: 直ちに検討・結論後速やかに措置 | 厚生労働省 |

# 資金移動業者の口座への賃金支払に係る近時の決定

## 規制改革推進に関する答申(令和7年5月28日公表)

### Ⅲ. 投資大国 2 スタートアップ・イノベーション促進

#### ス 賃金のデジタル払いの社会実装促進によるキャッシュレス決済の拡大

【a,b:措置済み、c:令和7年上期に検討開始、結論を得次第速やかに措置】

#### <実施事項>

- a 厚生労働省は、賃金のデジタル払いについて、令和6年11月末日時点で申請中の資金移動業者に対して同年度内に速やかに指定を行うことができるよう適切な助言等を行う。
- b 厚生労働省は、今後の指定審査を迅速に行う観点から、例えば、賃金デジタル払いの口座の上限超過時又は資金移動業者の破綻時に上限超過額又は保証機関による弁済額を受け入れるための口座(以下「指定代替口座」という。)の有効性を事業者が確認する頻度について、事業者のシステムやサービス内容も踏まえつつ半年から1年程度の合理的な期間ごとであれば指定要件を満たすこと等を明確化する。また、標準処理期間(2か月程度)に含まれない相談による時間も含めて合理的に事業者が手続に要する時間を予見できるよう、指定プロセス全体を明確化する。
- c 厚生労働省は、令和5年6月の規制改革実施計画で「制度施行から2年経過後を目途に、制度利用状況を基に、必要十分な要件の在り方を含めた課題の有無の検証を開始する」とされていることを踏まえ、金融庁と連携し、労働者の賃金の安全性・確実性を担保しつつ賃金のデジタル払いの社会実装を実効的に促進する観点から、以下の各事項の見直しの要否を含め検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を行う。

#### ①資金移動業者の破綻時の資産保全要件

金融審議会資金決済制度等に関するワーキング・グループにて議論されている、資金移動業者の破綻時における利用者資金の返還方法の多様化が実現した場合、資金決済に関する法律上の資産保全方法において保証会社等による労働者に対する直接返還が可能となり、資金移動業者の破綻時に労働者への迅速な資金返還が担保されることを踏まえ、資産保全要件の廃止又は大幅な緩和を行うこと。その際、破綻時に6営業日以内に労働者に弁済するとの要件についても、併せて見直しを行うこと。

#### ②指定代替口座の必置要件

外国人を含む銀行口座を持たない労働者であっても賃金デジタル払いの対象とするため、当該労働者の利益を適切に代弁する者の意見を十分に踏まえ、指定代替口座については預貯金口座等に限定するとの要件を見直し、例えば当該外国人が本国に有する銀行口座への送金、ATMによる返還等の代替的手法を認めること。

#### ③その他の要件

労基法施行規則が定める資金移動業者が技術的能力・社会的信用を有しているか否かの判断において、個人情報取扱いに係る第三者機関による認証(プライバシーマーク)を求めないこと、また、賃金デジタル払いの口座からの現金での払出方法においては1円単位での払出要件を廃止し、例えば紙幣単位での払い出しを認めること。

# 参考資料①

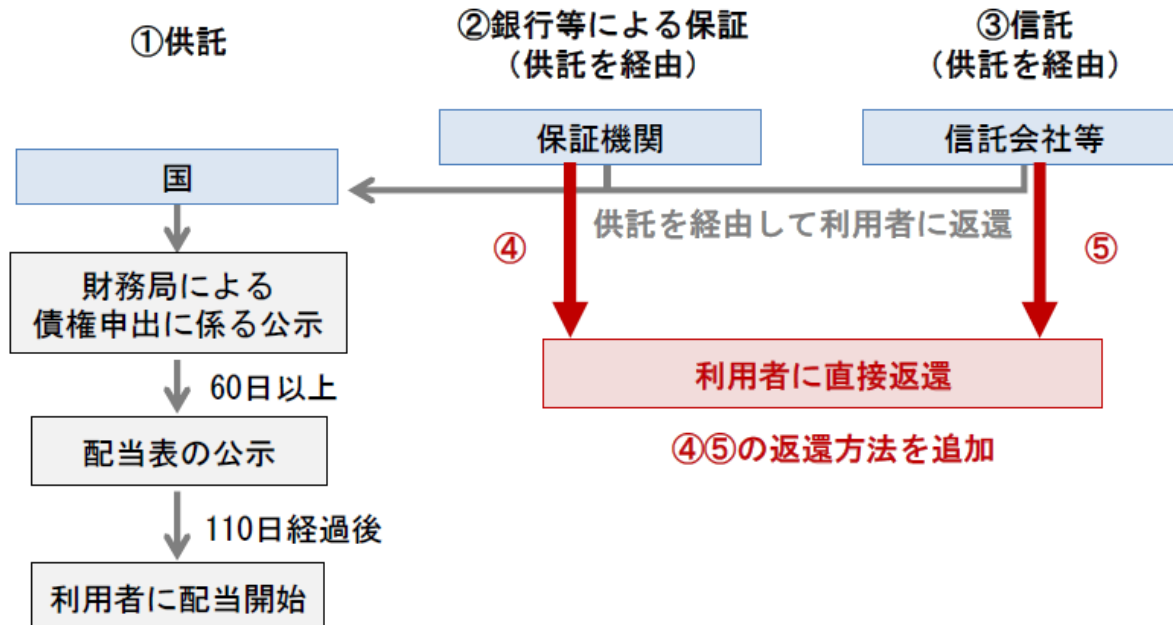
## 主な指定要件について

# 資金移動業者の破綻時の資産保全要件

## ①資金移動業者が破綻した場合の保証の仕組みについて

- 資金決済法においては、資金移動業者に対して、利用者から受け入れた資金の全額を供託、銀行保証又は信託により保全することを求めた上で、破綻時には、保全された資金は、供託手続を通じて国が各利用者に対して還付手続を実施することとしているが、利用者への資金の還付に最低約170日という期間を要する制度となっている。
- 一方、資金移動業者の口座への賃金支払制度においては、十分な額が早期に労働者に支払われるようにする観点から、上述の資金決済法に基づく供託等の手続に加えて、資金移動業者の破綻時に、保証機関から労働者に対し、6営業日以内に労働者の口座残高全額を支払う仕組みを有することを求めている。
- こうした中、金融庁の金融審議会においても、資金決済法の本体部分について迅速な資金返還を実現することを可能とする仕組みが議論され、令和7年3月に、既存の供託による返還手続に加えて、新たに、銀行等の保証機関や信託会社等による直接返還を可能とする見直し内容を含む「資金決済法改正法案」を閣議決定し、令和7年通常国会に法案が提出されている。

<資金決済法改正法案における改正イメージ(改正箇所は赤字部分)>



# 資金移動業者の破綻時の資産保全要件

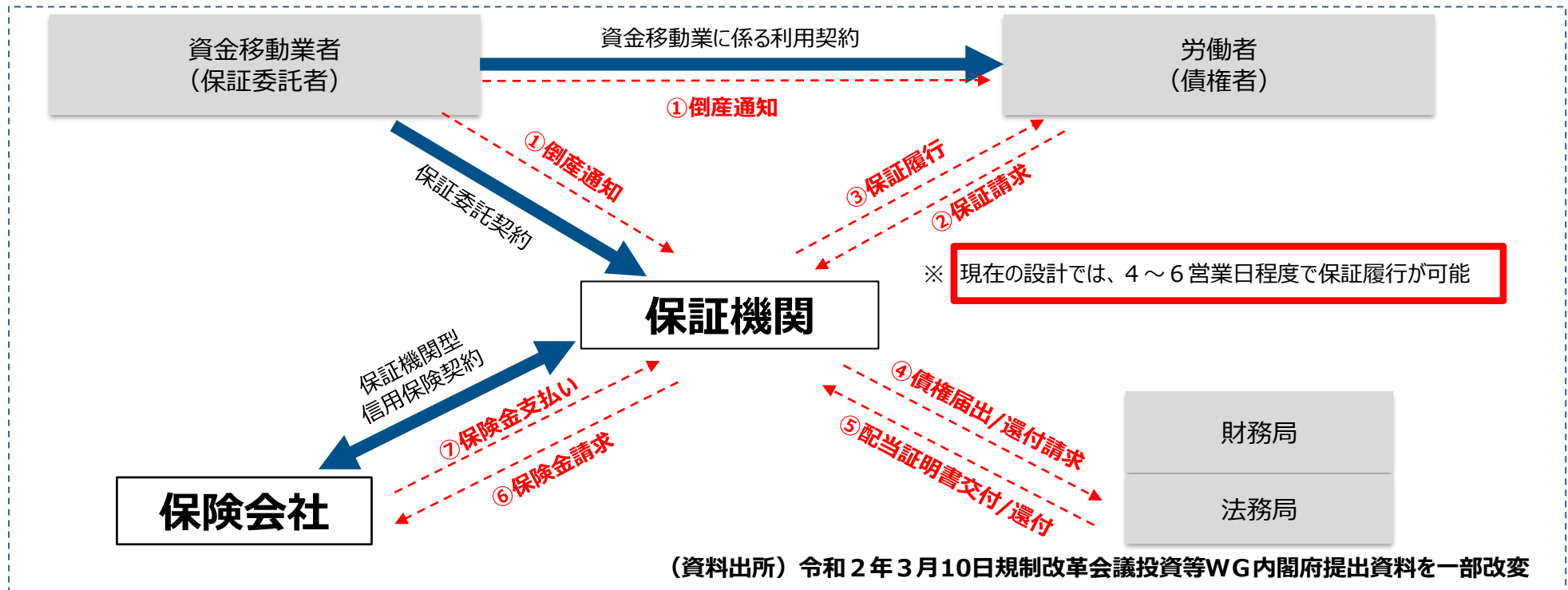
## ②6営業日以内の保証について

- 指定資金移動業者が破綻した場合、労働者が当該指定資金移動業者又は保証機関に弁済を請求してから6営業日以内に労働者に弁済を行わなければならないとされている。(※)

(※)労働者からの請求を要せずに弁済が行われる場合には、指定資金移動業者に係る破産手続開始の申立て等が行われてから6営業日以内に弁済する必要がある

- この要件については、労働政策審議会において、賃金が労働者の日々の生活の糧であることから労働者保護に欠けることがないよう、銀行と同程度の資金保全の仕組みとすることが必要との意見を踏まえるとともに、別途、内閣府規制改革ワーキンググループ(投資等ワーキング・グループ)において、破綻時から「4営業日から6営業日程度」で保証金の支払が可能として示された考え方も考慮しつつ、制度設計がなされたもの。

### <破綻時の資産保全スキームの例>



## ③指定代替口座の登録について

- 資金移動業者の口座への賃金支払を希望する労働者は、①指定口座の残高が受入上限額を超えた場合の超過分の送金や、②指定を受けた資金移動業者の破綻時における確実かつ速やかな弁済のため、制度利用時にあらかじめ預貯金口座（指定代替口座）を登録することとされている。
- このため、日本の預貯金口座を有していない者（例えば本人名義の預貯金口座が未開設である、入国直後の外国人や学生など）については、資金移動業者の口座への賃金支払制度を利用するに当たって、預貯金口座を開設する必要がある。

## ④個人情報の取扱いに係る第三者機関による認証について

- 資金移動業者は、個人情報保護法令や各種ガイドライン等に基づき、個人利用者情報の安全管理措置等を講じることとされており、個人情報保護の取扱いに関して法令上求められている措置は銀行と同様となっている。
- その上で、資金移動業者の口座への賃金支払制度の指定申請を行った企業が、賃金の支払に関する業務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有することを確認するため、本制度のガイドラインでは、個人情報の取扱いに係る第三者機関の認証（「プライバシーマーク」又は「ISMS認証」）を取得していることを要件としている。

### <個人情報の取扱いについての比較>

| 銀行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 資金移動業者                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>根拠：</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の保護に関する法令</li> <li>・銀行法施行規則</li> <li>・個人情報保護法についての各種ガイドライン</li> <li>・金融分野における個人情報保護に関するガイドライン</li> <li>・金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針</li> <li>・主要行等向けの総合的な監督指針</li> </ul>                                                                              | <b>根拠：</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の保護に関する法令</li> <li>・資金移動業者に関する内閣府令</li> <li>・個人情報保護法についての各種ガイドライン</li> <li>・金融分野における個人情報保護に関するガイドライン</li> <li>・金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針</li> <li>・事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 府省令（銀行については銀行法施行規則、資金移動業者については資金移動業者に関する内閣府令において同様の記載）、個人情報保護法令、各種ガイドラインにおいて、①個人データの安全管理に係る基本方針等の策定、②個人データの安全管理措置に係る実施体制の整備、③第三者提供の制限 等が求められている。</li> <li>● 監督指針、事務ガイドラインにおいても、上記に基づく適切な取扱いを確保するための監督における着眼点、監督手法・対応（銀行法・資金決済法に基づく報告徴収、業務改善命令、業務停止命令等）について同様の記載となっている。</li> </ul> |                                                                                                                                                                                                                                                                        |

## ⑤1円以上1円単位での現金化について

- 口座残高の現金化(払出)に際しては、1円以上1円単位でできることを指定要件としている。
- 銀行等の場合、換金の方法、手数料は各業者により異なるものの、口座開設時の預金契約(消費寄託契約)に基づき、預金者から返還請求があった時は、その請求と同額の金銭を返還することができるとされている。また、実務においても、実店舗を有する銀行では窓口等を通じて1円以上1円単位で払出をすることができ、ネット銀行等の実店舗を有さない銀行においても、他行への振込等を通じて、口座残高を1円以上1円単位で払い出すことができる。
- 証券総合口座の場合は、労働基準法施行規則に基づき賃金の支払を行う場合は、1円単位での払出ができることを要件としている。

### <換金性についての比較>

|       | 銀行その他金融機関                                                                         | 資金移動業者                                                                                                               | 《参考》証券会社                                                                                                                |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 換金の方法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行窓口での受取</li> <li>・銀行ATM等での引出し</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・提携先店舗での受取</li> <li>・銀行口座に送金後、銀行ATM等で引出し</li> <li>・提携金融機関のATMでの引出し</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・証券会社窓口での受取</li> <li>・銀行口座への送金後、銀行ATM等での引出し</li> <li>・提携金融機関のATMでの引出し</li> </ul> |
| 手数料   | 無料～一定額                                                                            | 無料～一定額                                                                                                               | 無料～一定額                                                                                                                  |

上記は代表的なものであり、換金の方法、手数料については各機関、各業者により異なる。

※ 換金(出金)の単位については、個社や換金の方法にもよるが、証券総合口座については、労働基準法施行規則第7条の2第1項第2号ハにおいて賃金の払込みを行う場合、「払戻しが、その申出があった日に、一円単位でできること」を要件としている。

## 参考資料②

# 賃金のデジタル払いに関するニーズ調査

# 令和6年度 賃金のデジタル払いに関するニーズ調査

## 調査の目的

使用者(企業)や労働者が賃金のデジタル払いを導入するにあたっての課題や、潜在的な制度利用意向を含めた賃金のデジタル払いに対するニーズを把握する。

## 調査の方法等

調査実施機関 : 株式会社サーベイリサーチセンター(厚生労働省の委託事業による調査)

調査手法 : Webモニター調査

調査期間 : 令和7年1月27日～令和7年2月3日

調査対象 : ① 労働者調査

・年代 : 24歳以下、25～34歳、35～44歳、45～54歳、55歳以上

・勤務地 : 47都道府県

・雇用形態 : 正規雇用、パート・アルバイト、契約社員、嘱託社員、派遣労働者、  
その他の雇用形態

(※)上記の年代、勤務地から可能な限り万遍なく回答を得た。また、雇用形態について、可能な限り日本全体の割合に近くなるよう回答を得た。

② 企業調査

・従業員規模 : 50名以下、51～100名、101～200名、201～300名、301～500名、  
501～1,000名、1,001名以上

(※)上記の従業員規模から可能な限り万遍なく回答を得た。また、業種について、可能な限り日本全体の割合に近くなるよう回答を得た。

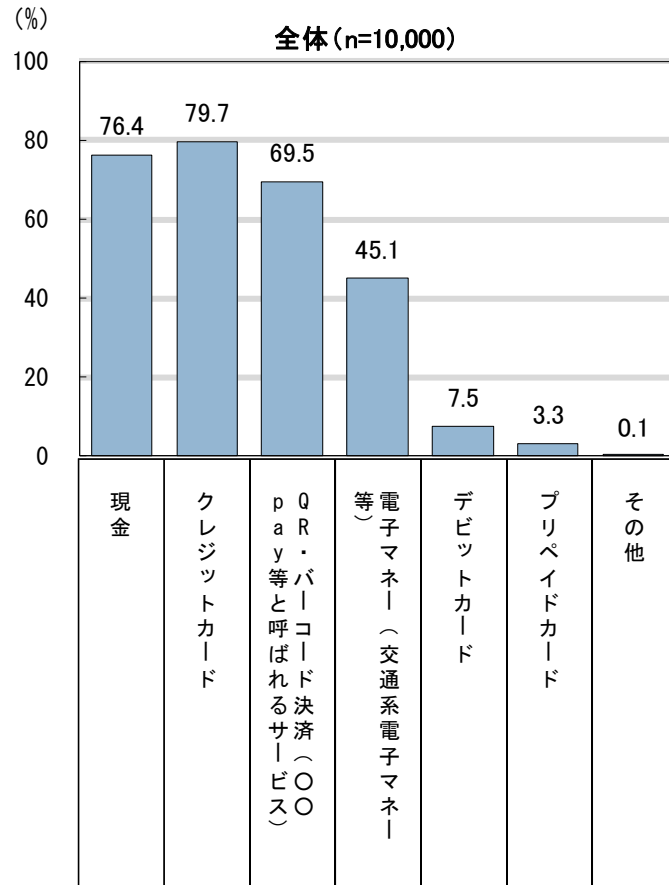
回答数 : ① 労働者調査 10,000人

② 企業調査 2,287社

# 労働者調査の主な結果①

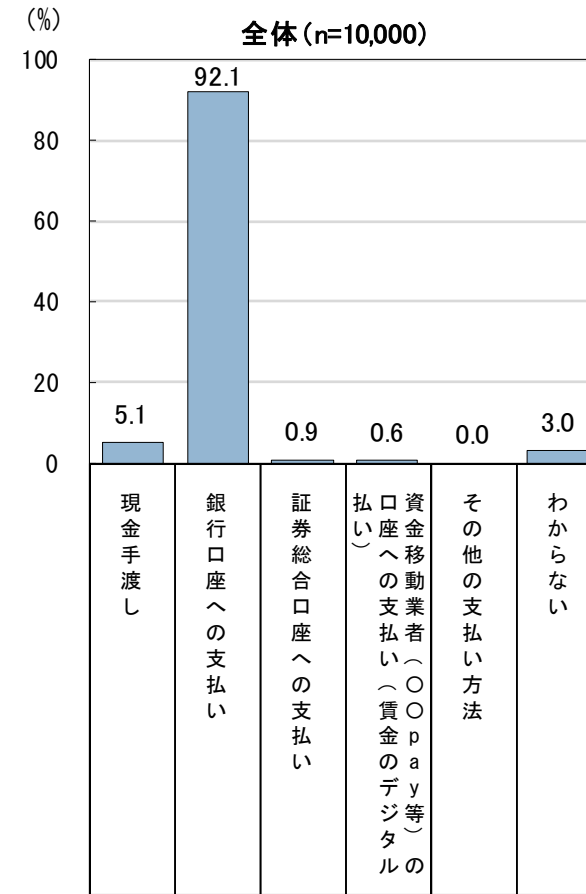
## 普段使用している支払い方法

Q :あなたが普段の生活の中で使用している支払方法を教えてください。(複数回答を含む)



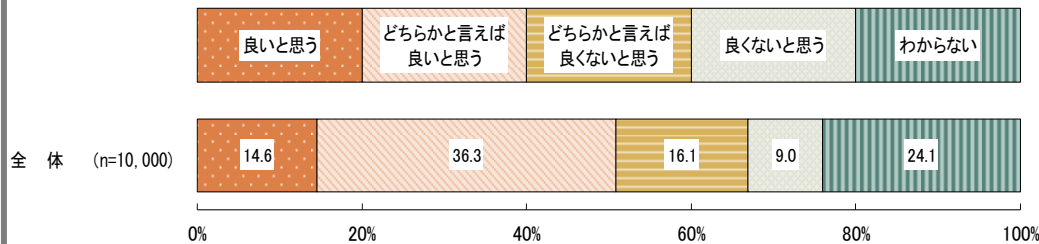
## 給与等の受取方法

Q :あなたの勤務先における給与等の受け取り方法を教えてください。(複数回答を含む)



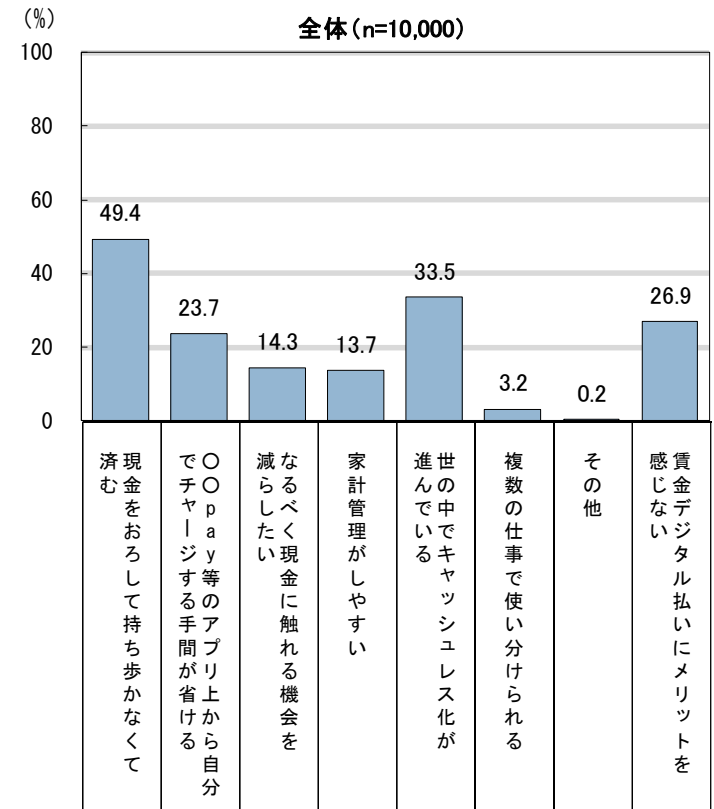
## 賃金のデジタル払いへの印象

Q : 賃金のデジタル払いが制度化され、賃金の受け取り方に新しい選択肢が追加されたことについて、あなたはどのように感じますか。



## 賃金のデジタル払いのメリット

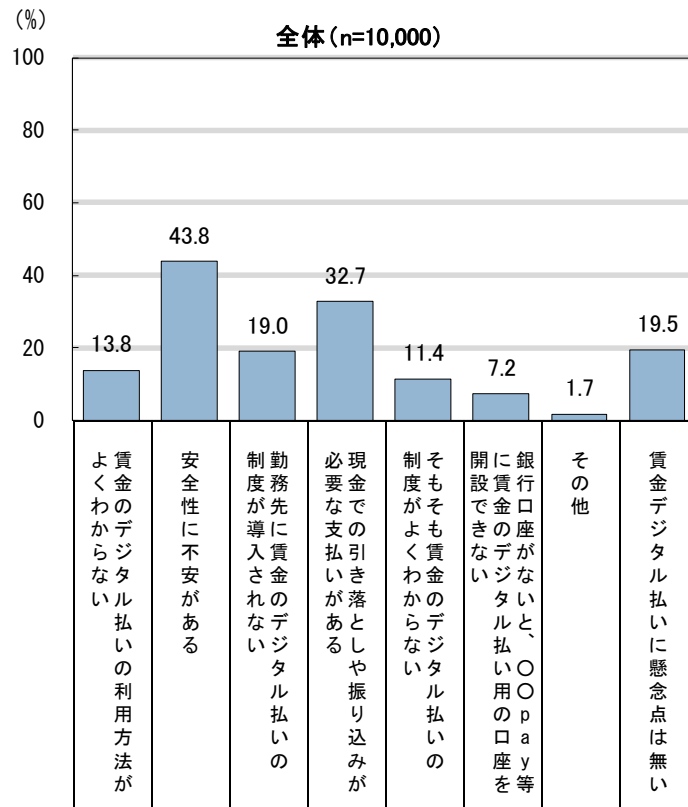
Q : あなたが賃金のデジタル払いに関して、メリットとして感じることを教えてください。  
(複数回答を含む)



# 労働者調査の主な結果③

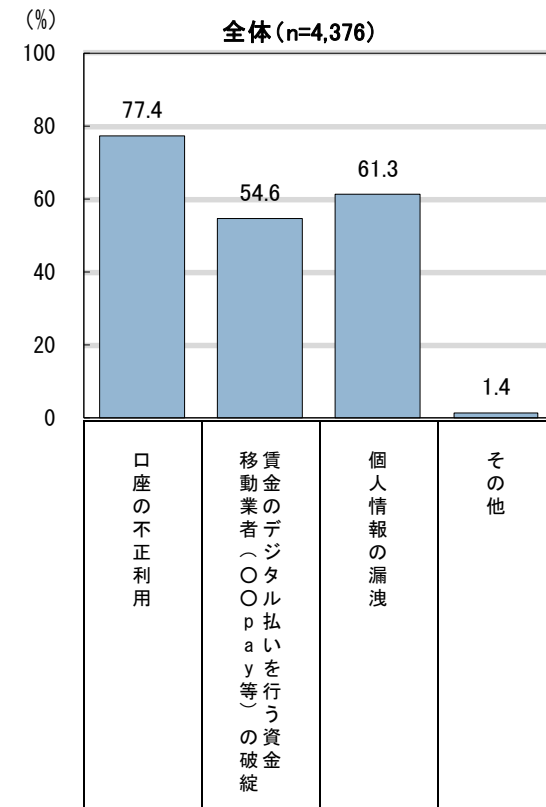
## 賃金のデジタル払いの懸念点

Q :あなたが賃金のデジタル払いに関して、懸念点として感じることを教えてください。  
(複数回答を含む)



## 賃金のデジタル払いの安全性で不安な点

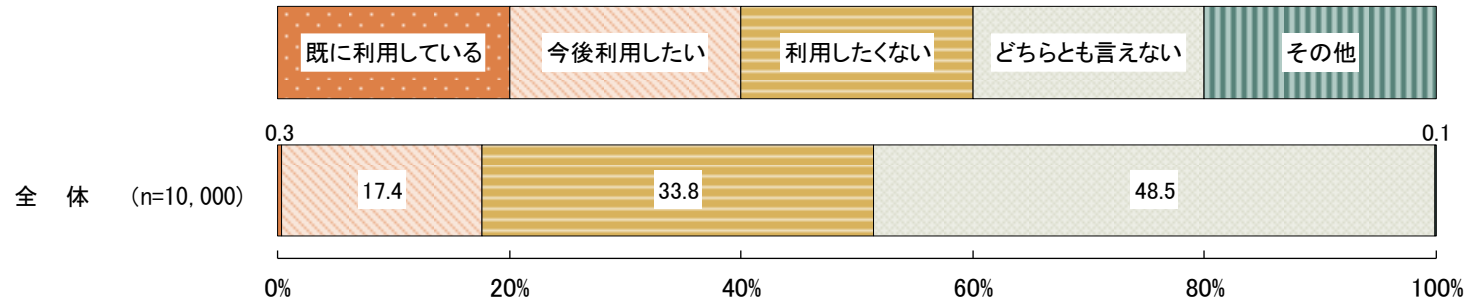
Q :安全性に関し、具体的にどのような点について、不安を感じますか。(複数回答を含む)  
(※)賃金のデジタル払いの懸念点として、「安全性に不安がある」と回答した方への質問



## 労働者調査の主な結果④

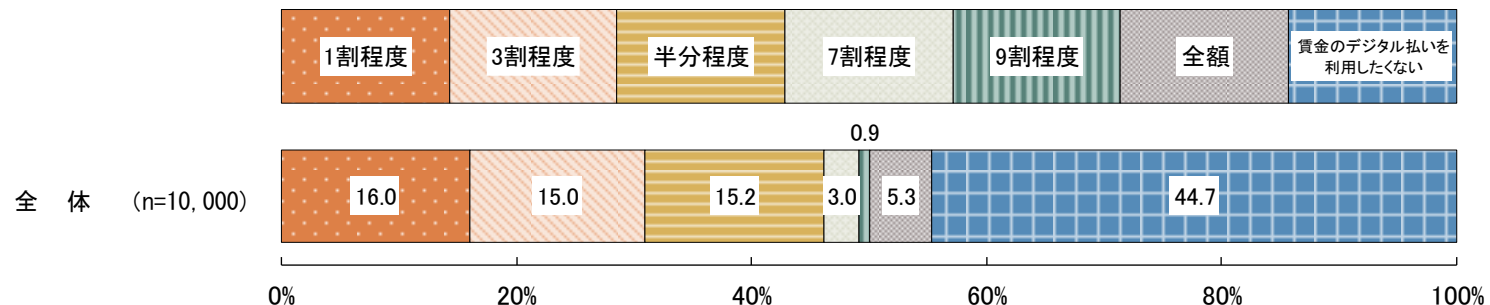
### 賃金のデジタル払いの利用意向

Q : 賃金のデジタル払いによる〇〇pay等の口座での賃金の受け取りの利用意向について教えてください。



### 賃金のデジタル払いで受け取りたい金額の割合

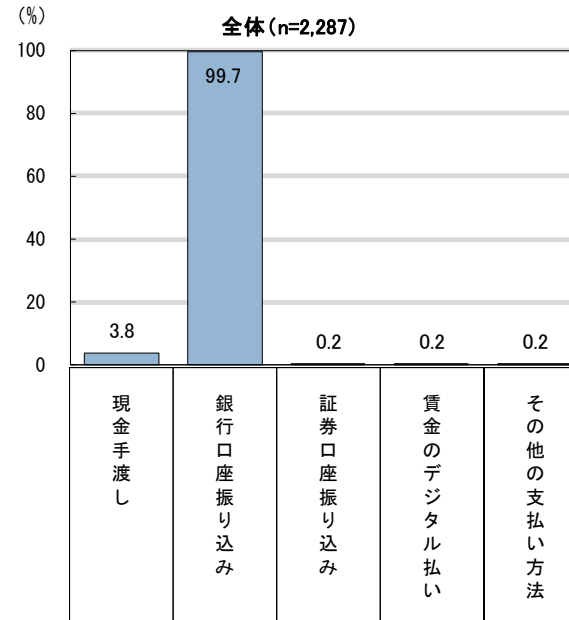
Q : 賃金のデジタル払いを利用する場合、あなたが月に受け取りたい金額はご自身の給与のうちどの程度の割合ですか。



# 企業調査の主な結果①

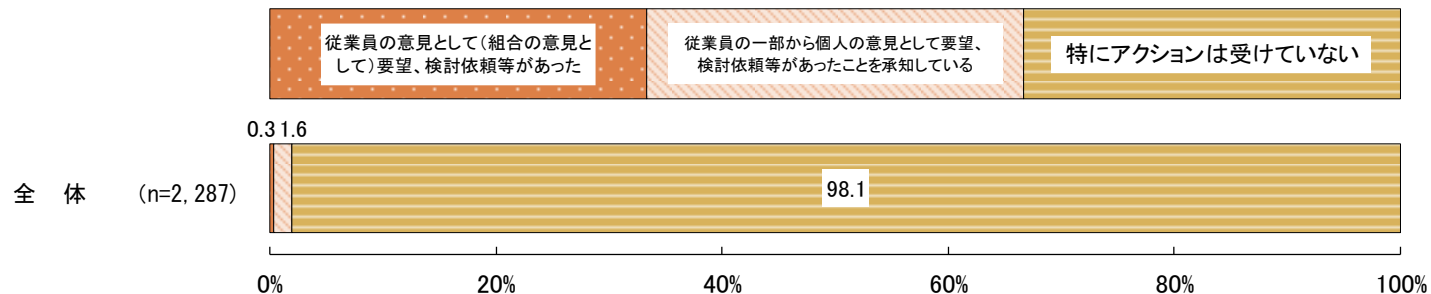
## 給与等の支払い方法

Q : 労働者への貴社の給与等の支払い方法を教えてください。(複数回答を含む)



## 従業員からの賃金のデジタル払い導入の要望

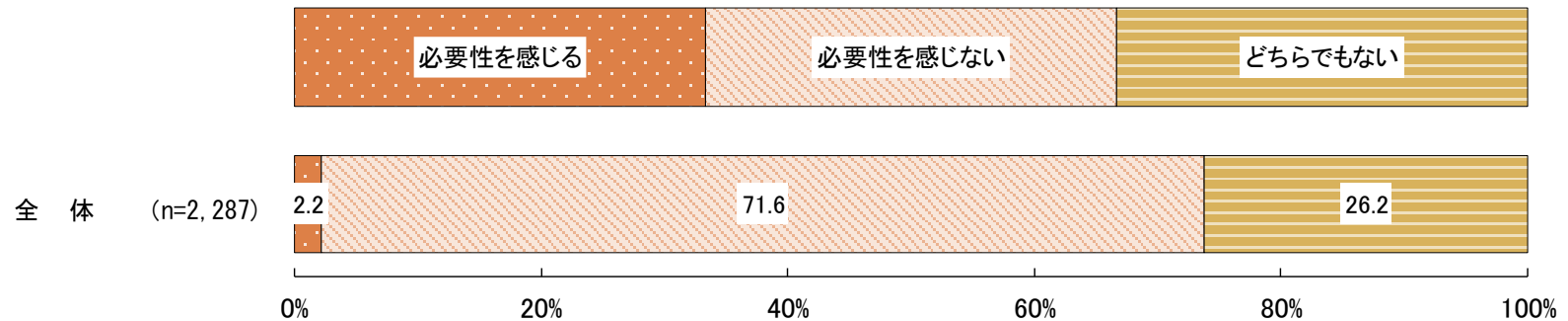
Q : 貴社の従業員から、賃金のデジタル払いを導入してほしいという要望はありますか。



## 企業調査の主な結果②

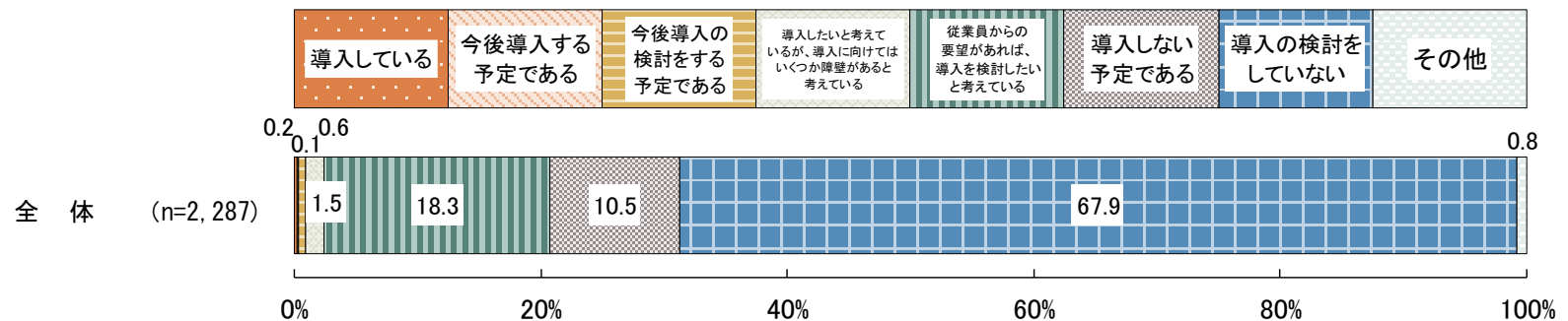
### 賃金のデジタル払いの必要性

Q : 貴社において、賃金のデジタル払いは必要性を感じますか。



### 賃金のデジタル払いの導入・検討状況

Q : 賃金の支払い手段の1つとして、貴社における賃金のデジタル払いの導入・検討状況を教えてください。

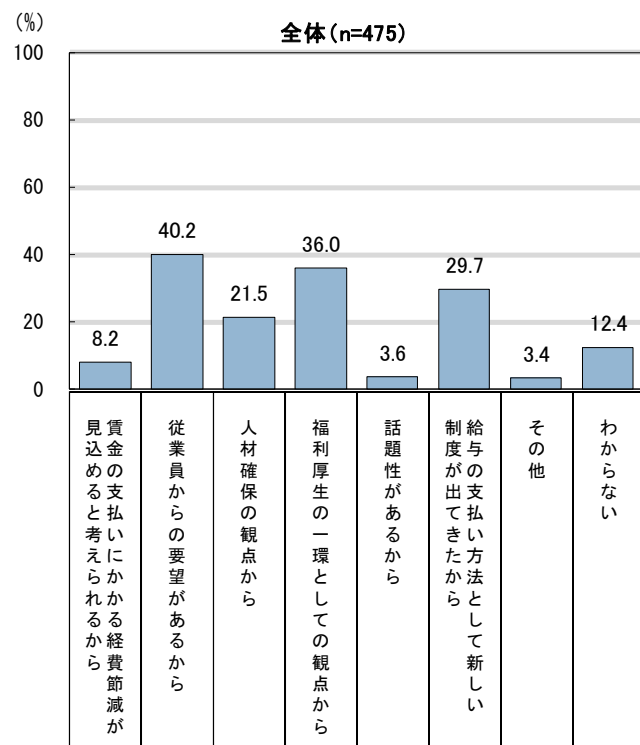


# 企業調査の主な結果③

## 賃金のデジタル払いの導入(導入検討)理由

Q : 貴社で賃金のデジタル払いを導入している(又は導入を検討している)理由を教えてください。(複数回答を含む)

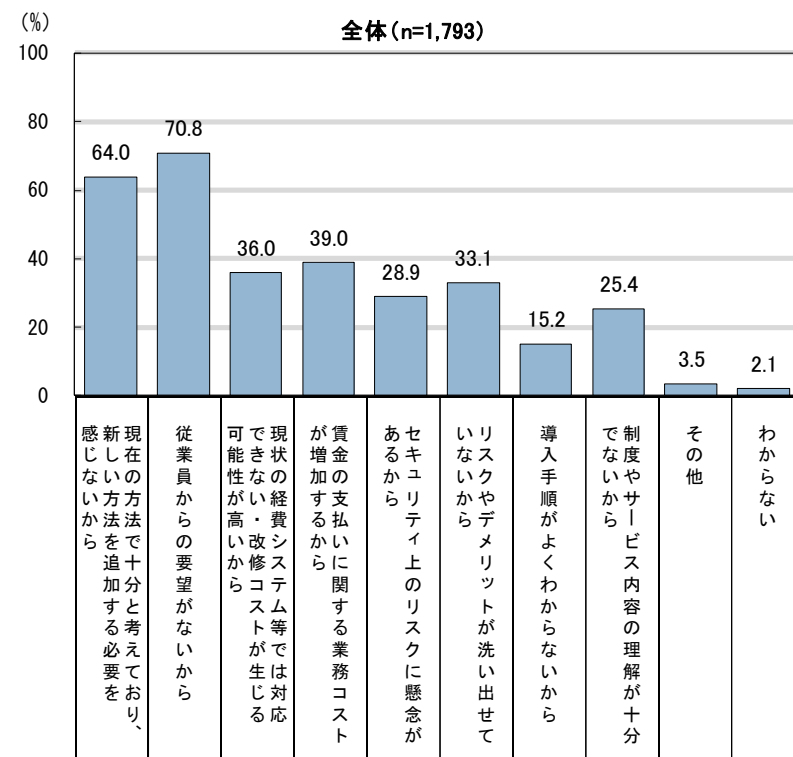
(※)賃金の支払い手段の1つとして、賃金のデジタル払いを導入している、または導入したいと回答した企業への質問



## 賃金のデジタル払いの導入を検討していない理由

Q : 貴社で賃金のデジタル払いの導入を検討していない、導入予定はない理由を教えてください。(複数回答を含む)

(※)賃金の支払い手段の1つとして、賃金のデジタル払いの導入の検討をしていない、または導入予定はないと回答した企業への質問



# 参考資料③

## 資金移動業の規制等(1階部分)

# 資金移動業について①

- 資金移動業者とは、資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)に基づき、内閣総理大臣(財務局長に委任)の登録を受けて、銀行その他の金融機関以外の者で、為替取引を業として営む者。(2025年4月末時点:82事業者)
- 資金移動業は、第1種(送金上限なし)、第2種(送金上限額100万円/件)、第3種(送金上限額5万円/件)の種別に分けられており、各種別に応じた規制が課されている。

## 登録の要件

- ①株式会社又は外国資金移動業者(国内に営業所を有する外国会社に限る。)であること。
- ②外国資金移動業者にあつては、国内に代表者(国内に住所を有するものに限る。)がいること。
- ③資金移動業を適切かつ確実に遂行するための必要な**財産的基礎**があること。  
※ 資本金や純資産額にかかる一律の基準は課せられていない。事業内容・方法に応じて必要となる財産的基礎を有するかを個別に審査。
- ④資金移動業を適切かつ確実に遂行する体制整備が行われていること。
- ⑤法令を遵守するために必要な体制整備が行われていること。
- ⑥他の資金移動業者が現に用いている商号と同一又は誤認されるおそれのある商号でないこと。
- ⑦過去5年以内に法令に規定する行政処分または法違反による罰金刑等の履歴がないこと。
- ⑧他に行う事業が公益に反していないこと。
- ⑨役員に法令に定める不適格者がいないこと。

## 事業者への主な規制

### (1) 履行保証金の供託等(第2種の場合)

- 資金移動業者は、法令の定めに従って、基準期間における「要履行保証額」の最高額以上の額に相当する額の履行保証金の資産保全を行う必要。  
※ 基準期間＝1週間以内で資金移動業者が定める期間  
※ 要履行保証額＝「各営業日における未達債務の額」＋「還付手続きに関する費用の額」(1000万円以下の場合は1000万円)
- 資産保全の方法は、供託、金融機関との保全契約、信託会社との信託契約のいずれかの方法による。
- 履行保証金は、**当該期間の末日から3営業日以内に資産保全が必要**。

## 事業者への主な規制

### (2)情報の安全管理

- 個人利用者情報について、漏えい、滅失、毀損の防止や目的外利用をしないための措置等を講じる必要。

### (3)委託先に対する指導

- 業務を委託した場合は、委託先への指導、委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置等を講じる必要。

### (4)利用者の保護等に関する措置

- 利用者に対し、あらかじめ、書面交付等により、銀行等が行う為替取引との誤認防止のための説明を行う必要。
- 以下の区分に応じ、利用者との為替取引にかかる契約内容について情報提供する必要。
  - ①為替取引を継続的又は反復して行うことを内容とする契約を締結しない場合  
→ 標準履行期間、手数料等、苦情・相談に対応場所 等
  - ②為替取引を継続的又は反復して行うことを内容とする契約を締結する場合  
→ ①の事項に加え、為替取引の額の上限、契約期間、中途解約時の取扱 等

### (5)犯罪収益移転防止法における取引時確認

- 資金移動業者は、犯罪収益移転防止法で規定する「特定事業者」として、特定取引(①10万円を超える送金、②為替取引を継続的又は反復して行うことを内容とする契約を締結)を行うに際し、取引時確認や記録の作成・保存等を行う必要。

## 金融庁・財務局による監督等

- 帳簿書類の作成・保存。(資金移動の取引記録、各営業日、基準日における未達債務、要履行保証額の額等)
- 財務局への報告書の提出。 <資金移動業に関する報告書(年1回)、未達債務の額等に関する報告書(年4回)>
- 報告徴収、立入検査
- 業務改善命令
- 業務停止命令、登録の取消し

# 資金移動業の利用状況等

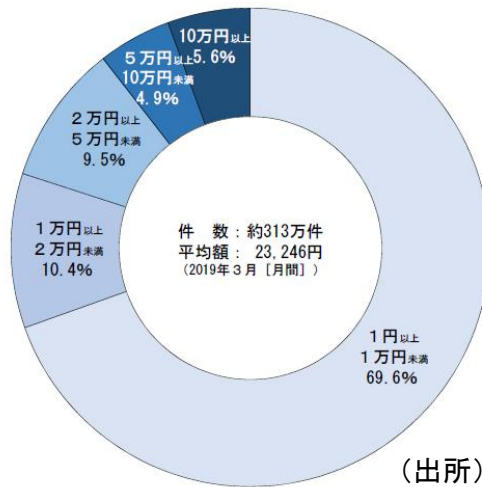
## 年間取扱額及び年間送金件数の推移

|        | 2020年度   | 2021年度   | 2022年度   | 2023年度    |
|--------|----------|----------|----------|-----------|
| 年間送金件数 | 963百万件   | 1,548百万件 | 2,341百万件 | 3,522百万件  |
| 年間取扱額  | 39,955億円 | 54,678億円 | 75,756億円 | 106,145億円 |

(出所)金融庁調べ

## 送金額及び利用者資金残高の分布

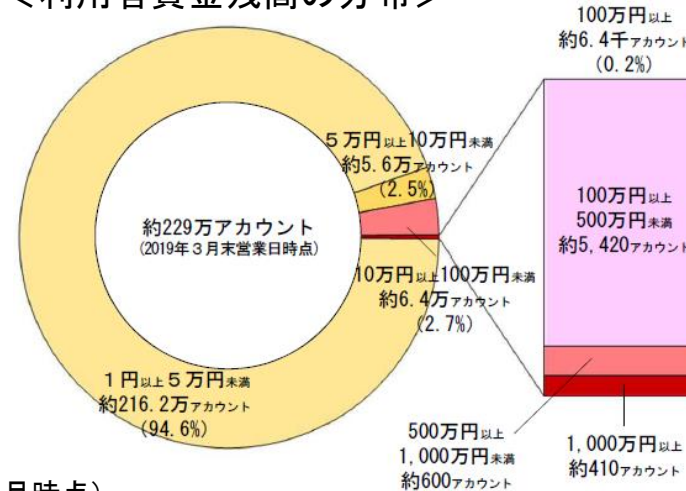
＜送金額の分布＞



(出所)金融庁調べ(2019年3月時点)

(注)金融庁からの係数提供依頼に応じた46事業者分のデータ

＜利用者資金残高の分布＞



## 金融庁・財務局によるモニタリングの状況

- 資金決済法に基づき、財務局が検査を実施。2023事務年度は、3事業者に実施。
- 制度開始以降、資金移動業者に対する行政処分は、業務改善命令が4件、業務停止命令が2件、登録取消しが1件。これまで破たん事例なし。(2025年5月末時点)

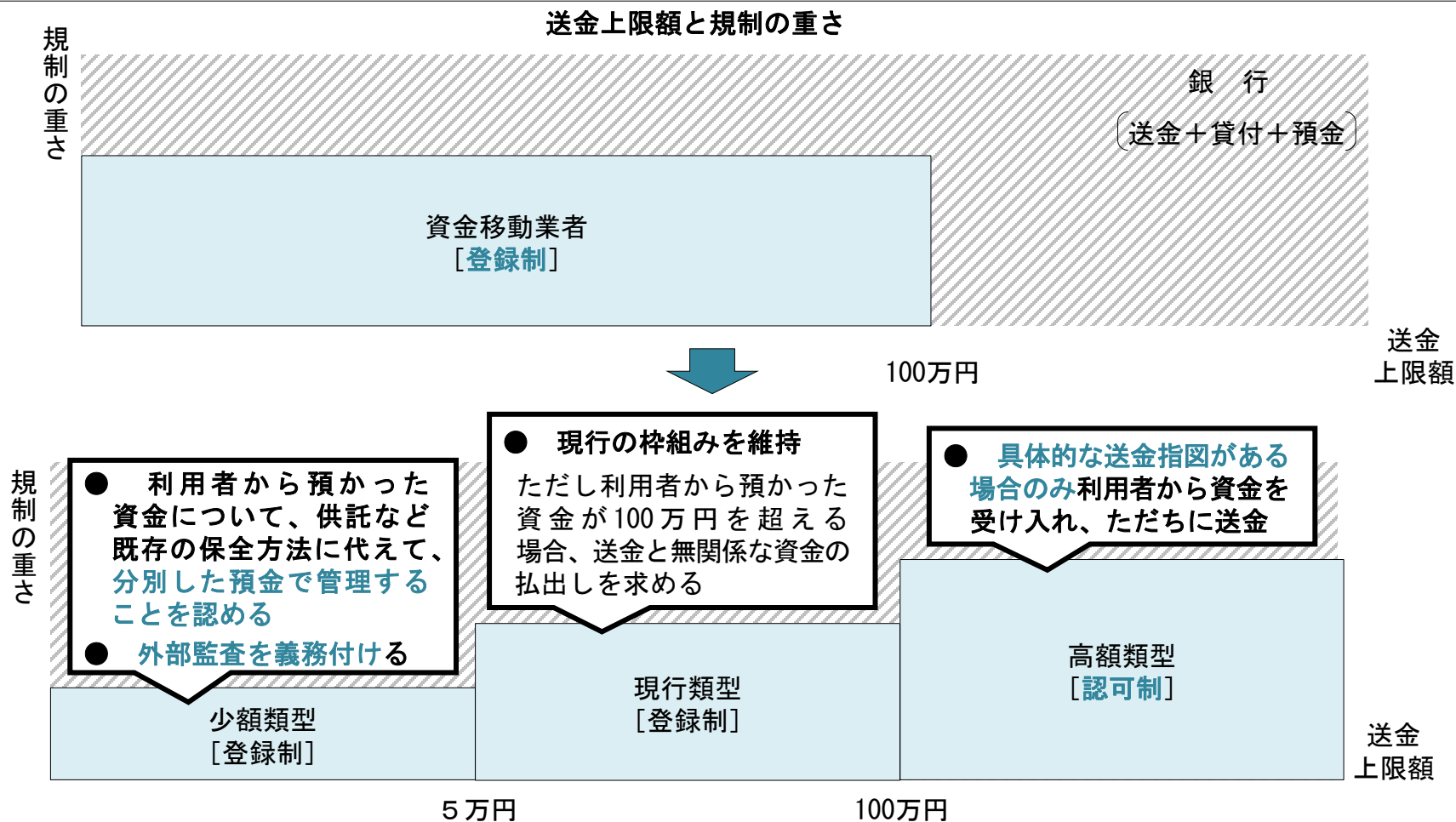
(出所)「金融庁の1年(2023事務年度版)」、「行政処分事例集」

# 資金決済に関する過去の法改正概要

(令和3年5月施行)

## 資金移動業：規制の柔構造化

- 資金移動業に類型を設け、送金額・リスクに応じた過不足のない規制を適用する。
- 具体的には、①高額送金を取扱可能な新しい類型（認可制）を創設するとともに、②少額送金を取り扱う類型について利用者資金の保全に係る規制を合理化する。



# 資金決済に関する法律の一部を改正する法律案（令和7年3月7日閣議決定）の概要

## 資金決済に関する法律の一部を改正する法律案の概要

金融のデジタル化等の進展に対応し、利用者保護を確保しつつ、イノベーションを促進するため、暗号資産・電子決済手段（ステーブルコイン）関連の規制と資金移動業関連の規制を見直す。

### 暗号資産・電子決済手段関連

#### 暗号資産交換業者等に対する資産の国内保有命令の導入

- 暗号資産の現物のみを取り扱う暗号資産交換業者・電子決済手段等取引業者が破綻した場合等に国内利用者への資産の返還を担保するため、暗号資産のデリバティブ等を取り扱う金融商品取引業者に対する規定と同様に、資産の国内保有命令を発出できるようにする。

#### 信託型ステーブルコイン（特定信託受益権）の裏付け資産の管理・運用の柔軟化

- 現在、全額を要求払預貯金のみで管理することを求めている特定信託受益権の裏付け資産について、国際的な動向を踏まえ、発行額の50%を上限に、元本を毀損しない形で、国債及び定期預金による運用を認める。

#### 暗号資産等取引に係る仲介業の創設

- 暗号資産交換業者・電子決済手段等取引業者と暗号資産等の売買・交換を行いたい利用者を引き合わせる行為（媒介）のみを行う仲介業（登録制）を創設する。
  - ・ 利用者への説明義務や広告規制について、暗号資産交換業者等と同様の規制を設ける。
  - ・ 利用者の資産を預からないため、財務規制は設けない。

※マネー・ローンダリング規制は暗号資産交換業者等に義務付けられているため、仲介業者には課さない。

### 資金移動業関連

#### 国境を跨ぐ収納代行への規制の適用

- 自身が関与しない取引の決済のために国際送金を行う収納代行業者について、利用者保護やマネー・ローンダリング等のリスクへの対応の観点から、資金移動業の規制を適用する。

（参考）2024年12月、金融安定理事会（FSB）が「クロスボーダー送金サービスを提供する銀行・ノンバンクの規制・監督に係る勧告」を公表。同勧告では、国際送金のリスクに対して統合的な規制・監督を求めている。

#### 破綻時等における利用者資金の返還方法の多様化

- 資金移動業者の破綻時等の利用者資金の早期返還のため、銀行等の保証機関や信託会社等による資産保全について、既存の供託を経由する返還手続に加え、新たに利用者に直接返還する方法を認める。

## 資金移動業者の破綻時等における利用者資金の返還方法の多様化

### 現状

- 資金移動業者が利用者から受け入れた資金の保全については、①供託のほか、②銀行等による保証や③信託も認められている。
- しかしながら、②③の場合であっても、破綻時には、必ず供託手続を通じて国が各利用者に返還するとされているため、最低170日必要。  
(注) 資金移動業者が口座への貸金支払（貸金のデジタル払い）を実施する場合、破綻時に労働者に対して6営業日以内に貸金を返還する仕組みが必要。

### 法改正後

- 資金移動業者の破綻時の利用者資金の返還について、既存の供託を経由する返還手続（①②③）に加え、新たに、④銀行等の保証機関による直接返還及び⑤信託会社等による直接返還を追加。【改正資金決済法第45条の3～第45条の5等】
- 迅速な資金返還を実現することが可能に。

### 【見直しのイメージ】

